平成２９年（フ）第５９５号
千葉県柏市豊四季台３丁目１番７―1207号
債務者　堀口　**静**恵
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６０３号
千葉県松戸市古ケ崎190番地
債務者　加藤　常幹
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４２２号
さいたま市緑区三室2460番地　さいたま市立病院内、破産申立時（住民票上）の住所さいたま市緑区芝原３丁目14番地１　あんしんホーム浦和芝原
債務者　梶原　英雄
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８６９号
埼玉県川口市戸塚東１丁目18番15号　アミューズ東川口202、旧住所東京都板橋区高島平９丁目40番13―207号　ルイシャトレ高島平
債務者　畠山　照美
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１００４号
埼玉県幸手市栄４番12―205号
債務者　小松　美香（旧姓大島・井上）
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０２１号
埼玉県川口市芝富士２丁目16番４号
債務者　佐々木美香
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０３４号
埼玉県川口市柳崎１丁目19番８号
債務者　松林　　力
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０３７号
埼玉県朝霞市溝沼５丁目19番５―302号
債務者　安里　耶歩
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１０４号
埼玉県川口市芝４丁目４番２号　ＳＴプレイス202
債務者　川村　里名（旧姓依田）
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１６３号
さいたま市中央区上峰３丁目13番23―102号
債務者　梅原美枝子
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２７２号
静岡県伊豆の国市天野27番地の４　メゾニティ93　201号
債務者　下熊　夕子
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２９７号
静岡県沼津市上香貫三貫地1256番地の１　ハイツ米寿401号室、前住所静岡県沼津市宮本85番地の160
債務者　池谷　幸人
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２９８号
静岡県沼津市上香貫三貫地1256番地の１　ハイツ米寿401号室、前住所静岡県沼津市宮本85番地の160
債務者　池谷　昌子
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２８３号
愛知県安城市三河安城本町１丁目８番地２　ピュアビル４―Ａ、前住所愛知県岡崎市緑丘１丁目12番地　ロイヤルパーク緑丘　203
債務者　鈴木　　勇
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３７０号
大阪府阪南市舞２丁目22番11号
債務者　澤野美代子
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３７７号
大阪府和泉市池上町257番地の36
債務者　川邊　加奈
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３９１号
大阪府岸和田市葛城町95番地の52
債務者　渡邊　由美
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係